

令和元年度第1回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和元年10月7日（月） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委員

荒木委員、入江委員、大谷委員、北農委員、郡委員、林委員、細田委員、湯浅委員

所管部局

岡経済部文化観光局長、下高文化振興課長、文化振興課職員

事務局

辻総務部長、瀬尻総務管財課長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員紹介及び委嘱状交付]

[3 市長あいさつ]

[4 正副委員長互選]

委員の互選により細田委員が委員長に、入江委員が副委員長に、それぞれ選出された。

[5 正副委員長あいさつ]

[6 諮 問]

文化観光局長が委員長に諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[7 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止、利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】なし

[8 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が、指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

（委員長） 実際の評価は、市の側で評価されたものを委員会がチェックするという形になるのでしたね。

（事務局） その通りです。

(委員長) 候補者から出されたものを委員会が見て評定を付けるのではなく、評定票を基に確認するということですね。

(2) 指定管理者候補者案選定対象施設について

【米子市文化活動館】

所管部局の経済部文化観光局文化振興課が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

※説明内容：現在「米子市勤労青少年ホーム」として指定管理者制度を適用し管理運営しているが、法改正に伴い、施設の在り方を見直し、令和2年度から「米子市文化活動館」として新たに指定管理者制度を適用し管理運営する。指定管理期間は5年。施設設置の目的は、米子市の活性化に資するため、文化活動の促進、ふるさとに対する意識の高揚や観光の振興に寄与する活動を支援すること。

【質疑等】

(委員長) 施設名称は、米子市勤労青少年ホーム、米子市文化活動館という名称で、名称からすると全市的な施設という感じはするのだが、実態的には地元の方が主に利用する施設なのか。町内会、自治会と協力があるように書かれていたが、全市的な利用者がある施設ではなく、地元に着した地元の方々が利用する施設なのか。

(所管部局) 地域の方だけが使っている訳ではなく、この施設は基本的に勤労青少年の方たちが活動する中での憩いの場として設立されたが、時を経て、施設の特徴である防音を活かした、がいな太鼓や吹奏楽などの活動を通じ、地元の方と一緒にイベントを行うなどするうち、徐々に地域との交流が生まれ、現在は地元の方も使われる、勤労青少年のための施設となっています。

(郡委員) 今まで指定管理期間は3年だったところを今回5年に見直しをされた経緯と、利用料金制は今まで採用していなかったのか、以上の2点について伺います。

(所管部局) 指定管理の期間については、3年の期間とした経緯から説明すると、本市として今後勤労青少年ホームをどのような形で運営していくのかという議論をする期間としました。この期間を5年間に設定すると、廃止するまで5年間そのままこの施設を同じ目的で継続する必要があったため、法律改正とあわせて3年の間に答えを出すこととし、通常5年の指定管理期間を3年に短縮し、このたびがその3年目となります。勤労青少年ホームとしてはそこで廃止し、今後、別の目的でこの建物を利用していくと米子市の答えを出し、新たに5年間の指定管理期間を設定するものです。

利用料の件については、従前、利用料金制は採用しておりません。利用料金制を採用すると、一般利用者は有料ですので指定管理者にとっては有料者を多く入れるほど利益が上がります。勤労青少年が使用する分については原則減免措置をし無料としてきましたので、利用料金制を採用すれば、有料利用者が優先されるということが懸念されるため、利用料金制を採用しなかったという経緯があります。

4月より文化活動館として施設を設置し、利用料金制を採用することになりました。施設を使用いただくと、事業収益が上がるので、指定管理者の利益は増え、利用者を拡大することにつながり、文化活動館を中心に活性化していく、という考えの下、文化活動館では利用料金制を採用することとしました。

(委員長) これまでは利用料金制は採用していなかったけど、文化活動館にする令和2年度からは利用料金制にすることで利用料金の収入増、利便性の向上につなげたいということですね。

(所管部局) その通りです。

(大谷委員) 勤労青少年ホームの今までも使用料を徴収していないのか。

(所管部局) 勤労青少年ホームのこれまでの使用料は指定管理者の収入ではなく市の収入として扱っております。

文化活動館では、利用料金制を採用しますので、その収入はすべて指定管理者の収入となります。

指定管理者にとっては、利用料金制ということになると施設を使っていた分だけ自らの利益になる、という変更点があります。

(大谷委員) これからは青少年の利用にも利用料が発生するという事か。

(所管部局) その通りです。例外も作ってはおりますが、文化活動館では利用料が発生し、その分が指定管理者の収入となります。

(3) 指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

事務局が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）及び関係資料について説明した。

【質疑等】

(委員長) 『普通』評定は現行並みということですか。

(事務局) はい。仮に、すべての項目が現行並みであれば、すべて『普通』評定となり、総合評定の点数は60点になります。

(委員長) 評定票の右端の特記事項について、これは、『普通』以外としたものの説明ということですか。

(事務局) はい。『普通』以外の評定とした場合に、その理由を明記しています。次回会議で所管課からこの評定についての説明をいたします。その際に特記事項についても併せて説明いたします。

(委員長) 評定を『普通』以外とした場合には必ず理由が書いてあるということですね。

(事務局) その通りです。

(入江委員) 指定管理者を選定していく中で、今後、施設を米子市としてどういった活用をしていって、指定管理者にどういう個性をもって運営していただきたいかと、資料等で分かるものはないか。

(事務局) 公募の条件のことになると思いますが、公募については募集要項をホームページでも公表しています。この中で指定管理にあたっての条件をうたいまして、今

回は2社からの応募があり、事業計画書が提出されました。施設ごとにその性格は違いますので、市が求めるもの・必要な条件を募集要項に定めて公募を行ないました。

(所管部局) 事務局の説明を補足すると、募集要項の内容を受けて2社から申請をいただきましたが、事前に勤労青少年ホームの中で指定管理者候補者募集について説明会を行ないました。その説明会において、米子市としては、勤労青少年ホームから文化活動館に変わるので、その目的をくみ取っていただき、目的に見合った事業提案をお願いしたいということは強く申し上げました。建物を管理することについて、米子市が持っている目的に沿って、この建物をどういった事業でどのように展開していくのかということは、明確にしてくださいと申し上げてきた次第です。

(委員長) 募集要項をご案内いただくと分かりやすいですね。

(事務局) はい。では後日、募集要項を各委員宛て送付させていただきます。

(委員長) 確かに募集要項を合わせて見てみないと(事業計画書に)書かれている理由が判定できないですね。

(北農委員) これまでは、勤労青少年に優先されていた施設を、市民全体に使ってもらえるような文化活動館にするという理解でよろしいですか。

(所管部局) そういった整理でよろしいです。

(北農委員) それに対する提案の良し悪しが評定で出てくるということですね。

(所管部局) 施設での説明会の際にも申し上げたのですが、この施設は、文化ホールや公会堂や淀江さなめホールに比べて非常に小規模ですが防音設備があり、地域の方とも連携し、地域に愛されている建物という前提の中で、伝統芸能、特に文化振興の中でも観光振興という部分も出していただくようお願いしました。ここを使ってがいな太鼓が非常にたくさん活動していただいている中で、どうやって観光につなげていくか、そういった視点を持っていただければという思いで、伝統芸能に関する文化活動を支援する文化活動館だということを説明会でお伝えし、提案に取り入れていただきたいとお伝えした次第です。

(委員長) 文化ホールなどはまたちょっと性格が違いますよね。特定の団体が、繰り返し使われるような。

(所管部局) 使う方が固まってはいるところはあるのですが、それ以外の団体をどのように、この施設(の利用)に取り込んでいくかというのもひとつの考え方と思っています。

(大谷委員) 施設の活動内容だけを見ると料理教室など公民館で行なっているようなことが多いように思うのですが、公民館のような利用をしておられることもあるのでしょうか。

(所管部局) ご指摘のように公民館でされているような活動という、確かに料理教室や語学教室などもありますが、身近な文化ということで、地元以外の方が利用されることもありますし、地元のお祭りのように利用者団体が主体となってされるイベントなどを行う際、自治会の方々が集会所的な形でこの施設の集会室を使われることもあります。最初の方で説明しましたが、地域とのつながりは大事で、そういう実態だということです。

(委員長) 具体的な候補者案については次回から審議に入りたいと思います。以上で議事を終了したいと思います。

[9 その他]

次回の会議は、10月21日(月)に開催することが確認された。

[10 閉会]